

仕様書

1	件名	・令和7年度秋田労働局及び監督署・安定所における石油製品購入単価契約
2	調達案件	・下記4に示す仕様に適合する物品の単価契約。
3	契約期間	・契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
4	仕様等	・別紙1契約物品仕様のとおり
5	入札書、落札者の決定について	<p>・入札書に記載する金額は、年間予定使用量(別紙1契約物品仕様参照)に各物品の単価を乗じた合計額とすること。なお、消費税は含まないものとする。</p> <p>・入札金額が予定価格の範囲内であり、かつ最も低額であったものを落札者とする。</p>
6	納入場所および給油拠点	<p>・別紙2に指定する場所および店頭渡し。</p> <p>・別紙2の各拠点を中心とした半径10km以内に給油可能な拠点を有すること。</p>
7	その他	<p>・落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。</p> <p>・再委託については別紙3のとおり。</p>
8	競争参加資格	<p>(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。</p> <p>(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するものであること。</p> <p>(4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)の制度が適用される者にあつては、これに加入し、かつ該当する制度の直近2年間(労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度)の保険料の滞納がないこと。</p> <p>(5) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。</p> <p>(6) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。</p> <p>(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。</p> <p>(8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、過去1年以内に厚生労働省所管法令の違反を行っていることにより行政処分を受け又は送検されていないこと、また、事業の実施に当たって各種法令を遵守していること。</p>

契約物品仕様

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ① 自動車ガソリン | JIS K2202 2号に適合すること |
| 年間予定使用量 | 17, 482L |
| ② A重油 | JIS K2205 1種2号に適合すること |
| 年間予定使用量 | 27, 850L |
| ③ 灯油 | JIS K2203 に適合すること |
| 年間予定使用量 | 34, 365L |
| ④ 軽油 | JIS K2204 に適合すること |
| 年間予定使用量 | 129L |

物品納入先及び給油拠点一覧

No.	所 属	住 所
1	秋田労働局第一庁舎	秋田市山王7丁目1-3
2	秋田労働基準監督署	秋田市山王7丁目1-4
3	能代労働基準監督署	能代市末広町4-20
4	大館労働基準監督署	大館市字三ノ丸6-2
5	横手労働基準監督署	横手市旭川1丁目2-23
6	大曲労働基準監督署	大仙市大曲日の出町1丁目3-4
7	本荘労働基準監督署	由利本荘市給人町17

8	秋田労働局第二庁舎	秋田市山王3丁目1-7
9	秋田公共職業安定所	秋田市茨島1丁目12-16
10	秋田公共職業安定所男鹿出張所	男鹿市船川港船川字新浜町1-3
11	能代公共職業安定所	能代市緑町5-29
12	大館公共職業安定所	大館市清水1丁目5-20
13	大館公共職業安定所鷹巣出張所	北秋田市鷹巣字東中岱26-1
14	大曲公共職業安定所	大仙市大曲住吉町33-3
15	大曲公共職業安定所角館出張所	仙北市角館町小館32-3
16	本荘公共職業安定所	由利本荘市石脇字田尻野18-1
17	横手公共職業安定所	横手市旭川1丁目2-26
18	湯沢公共職業安定所	湯沢市清水町4丁目4-3
19	鹿角公共職業安定所	鹿角市花輪字荒田82-4

再委託についての要件

1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は委託業務の一部を再委託するときは、再委託者に対し年度途中の最低賃金引上げにも対応して賃金を支払うことをあらかじめ徹底すること。
- (5) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。